

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 8 月 7 日
【会社名】	株式会社パイオラックス
【英訳名】	PIOLAX, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島津 幸彦
【本店の所在の場所】	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地
【電話番号】	0 4 5 (7 3 1) 1 2 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部総務グループリーダー 松岡 洋信
【最寄りの連絡場所】	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地
【電話番号】	0 4 5 (7 3 1) 1 2 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部総務グループリーダー 松岡 洋信
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 299,997,555円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	95,693株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数100株であります。

- (注) 1. 平成29年8月7日開催の取締役会決議によります。
 2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	95,693株	299,997,555	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	95,693株	299,997,555	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
 2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
3,135	-	1株	平成29年8月24日	-	平成29年8月24日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われなことになります。
 4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記「(4) 払込取扱場所」へ発行価格の総額を払込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社パイオラックス	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友信託銀行株式会社 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
299,997,555	-	299,997,555

(注) 1. 発行諸費用は発生いたしません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額299,997,555円につきましては、買掛金等の諸費用の支払の運転資金として使用する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	（有価証券報告書） 事業年度第5期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月30日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の普通株式165,000株（発行済み株式数の0.42%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	資金借入取引があります。
技術または取引関係	信託銀行取引があります。

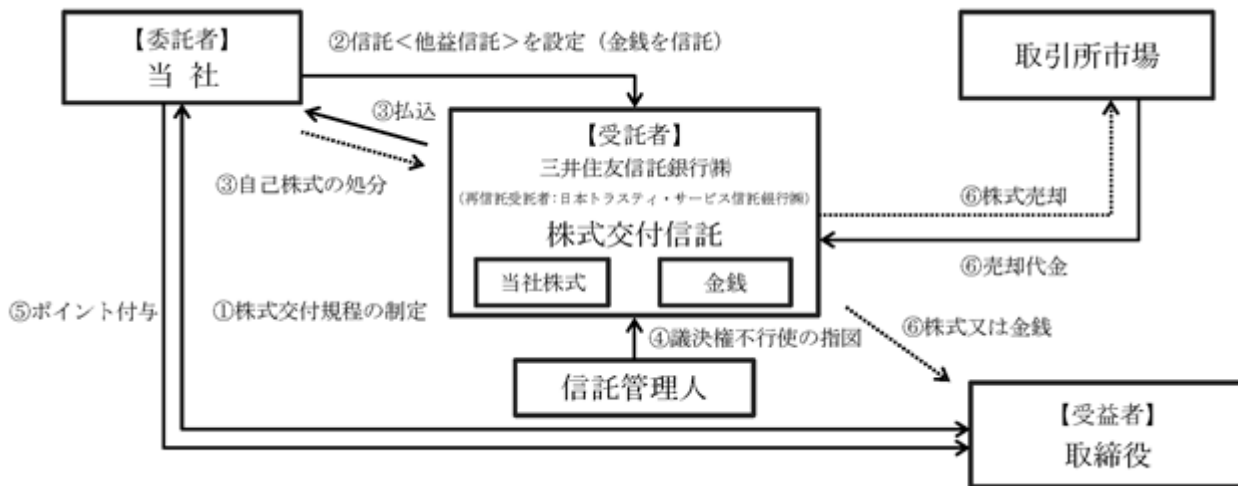
(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成29年8月7日現在のものです。なお、出資関係につきましては、平成29年5月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(a) 役員向け株式報酬制度の概要

当社は、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下同様とします。）に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することといたしました。本制度は、当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式又は金銭（以下、「株式等」といいます。）が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(b) 役員向け株式交付信託の仕組みの概要



当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。

当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）。

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者として）を定めます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。

株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(c) 本信託の概要

当社にて導入する「役員向け株式報酬制度」にかかる信託

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	当社取締役
(5) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	平成29年8月24日
(8) 金銭を信託する日	平成29年8月24日
(9) 信託終了日	平成36年8月末日

c 割当予定先の選定理由

本制度にかかるコンサルティング実績等、他信託銀行との比較等を行い、総合的に判断した結果、三井住友信託銀行株式会社を受託先とすることが当社にとって最も望ましいとの判断に至り、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として役員向け株式交付信託契約を締結する予定であり、かかる契約に基づいて、三井住友信託銀行株式会社に設定される信託口を割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

95,693株

e 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託口）は、信託契約に基づき、信託期間内において取締役を対象とする株式交付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、役員向け株式交付信託に対する当社からの当初信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、信託契約書（案）により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む株主としての権利の行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、議決権を行使しないこととします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことの表明、及び、将来にわたっても該当しないことの確約を、信託契約において受ける予定です。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何ら関係を有していないと判断しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましても、割当予定先同様、暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする特定団体等に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことについて、信託契約（案）において確約を行っております。

従って、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が特定団体等でないこと及び特定団体等と何ら関係を有していないと判断しました。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

1株当たりの処分価額は、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成29年8月7日開催の取締役会決議日の直前営業日である平成29年8月4日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である3,135円(円未満切捨)といたしました。なお、当該価額は、取締役会決議前1ヶ月(平成29年7月5日から平成29年8月4日まで)の終値平均である3,089円(円未満切捨)との乖離率1.49%、同じく3ヶ月(平成29年5月8日から平成29年8月4日まで)の終値平均である2,967円(円未満切捨)との乖離率5.66%、同じく6ヶ月(平成29年2月6日から平成29年8月4日まで)の終値平均である2,767円(円未満切捨)との乖離率13.30%となっていることから、当社株式の最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっていると考えております。さらに、上記1「割当予定先の状況」に記載のとおり、本自己株式処分により処分予定先は当社株式を信託財産として取得するものであり、取締役が受益者として確定したときに当該取締役に無償で交付することが予定されていますから、かかる処分価額による自己株式処分によって処分予定先が経済的利益を享受できるものではありません。以上により、処分価額の算定は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、監査等委員会(監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名))が、上記と同様の理由により、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量については、株式交付規程に基づき信託期間中に当社役員にそれぞれ交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数39,254,100株(平成29年5月31日現在、以下同じ)に対し0.24%(小数点第3位を切捨)、総議決権数370,184個(平成29年5月31日現在、以下同じ)に対する割合0.26%(小数点第3位を切捨)となります。

当社としては、本制度が取締役へのインセンティブ付与を目的として、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。

また、本自己株式の処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役へ交付されるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であると考えます。

以上により、本自己株式の処分による影響は軽微であり、合理的であると判断しています。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社佐賀鉄工所	神奈川県藤沢市弥勒寺205番 2号	6,045	16.33%	6,045	16.29%
ピーピーエイチ フォー イデリティ ロー プライ ド ストック ファンド(プ リンシパル オール セク ター サポートフォリオ) (常任代理人株式会社三菱東 京UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A (東京都千代田区丸の内2丁 目7番1号)	2,641	7.13%	2,641	7.12%
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番 3号	1,728	4.67%	1,728	4.66%
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番 11号	1,495	4.04%	1,591	4.29%
加藤 千江子	横浜市保土ヶ谷区	1,147	3.10%	1,147	3.09%
加藤 一彦	横浜市保土ヶ谷区	1,005	2.71%	1,005	2.71%
ピーピーエイチ ファイデリ ティ ピューリタン ファイデ リティ シリーズ イントリン シック オポチュニティズ ファンド (常任代理人株式会社三菱東 京UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A (東京都千代田区丸の内2丁 目7番1号)	924	2.50%	924	2.49%
パイオラックス取引先持株会	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番 地	921	2.49%	921	2.48%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXE MBOURG FUNDS/UCITS ASSETS (常任代理人香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	33 RUE DE GASPERICH, L- 5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目 11番1号)	670	1.81%	670	1.81%
合同会社はつき	横浜市戸塚区品濃町536番4 号	660	1.78%	660	1.78%
計		17,238	46.57%	17,334	46.71%

(注) 1. 平成29年5月31日現在の株主名簿を基準としております。

2. 上記のほか自己株式2,230,182株(平成29年5月31日現在)があり、当該割当後は2,134,489株となります。
ただし、平成29年6月1日以降の単元未満株式の買い取りによる変動数は含めておりません。

3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

4. 所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入して表記しております。

5. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年5月31日現在の総議決権数
(370,184個)に本自己株式処分により増加する議決権数(956個)を加えた数で除した数値です。

6. 当社は平成29年3月31日を基準日として平成29年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式
分割を行っております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第101期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第101期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成29年6月29日に関東財務局長に提出しております。

1 [提出理由]

平成29年6月28日開催の当社第101回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金60円00銭

その他の剰余金の処分に関する事項

(イ) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,800,000,000円

(ロ) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,800,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役として、加藤一彦、島津幸彦、永峯道男、及び佐藤精一を選任するものであります。

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役に対する株式報酬等の額及び内容を決定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	100,008	6,494	0	(注)1	可決 93.90
第2号議案					
加藤 一彦	103,780	2,722	0	(注)2	可決 97.44
島津 幸彦	104,061	2,441	0	(注)2	可決 97.70
永峯 道男	106,117	385	0	(注)2	可決 99.63
佐藤 精一	106,128	374	0	(注)2	可決 99.64
第3号議案	105,645	857	0	(注)1	可決 99.19

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上

第3 最近の業績の概要について

平成29年8月7日開催の取締役会において決議された第102期第1四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,474	25,920
受取手形及び売掛金	14,172	13,674
電子記録債権	1,610	1,679
商品及び製品	4,119	4,166
仕掛品	1,359	1,411
原材料及び貯蔵品	1,701	1,664
その他	2,240	2,397
貸倒引当金	13	21
流動資産合計	50,664	50,892
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,212	8,012
機械装置及び運搬具（純額）	7,864	7,586
工具、器具及び備品（純額）	2,272	2,244
土地	5,143	5,149
リース資産（純額）	38	38
建設仮勘定	1,020	1,195
有形固定資産合計	24,552	24,226
無形固定資産		
のれん	2	1
その他	961	985
無形固定資産合計	963	986
投資その他の資産		
投資有価証券	14,967	15,138
その他	1,521	1,558
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	16,488	16,696
固定資産合計	42,003	41,910
資産合計	92,668	92,803

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,434	3,178
短期借入金	423	407
未払法人税等	1,269	677
引当金	851	427
その他	3,724	4,299
流動負債合計	9,702	8,990
固定負債		
退職給付に係る負債	149	161
資産除去債務	18	18
その他	3,373	3,510
固定負債合計	3,541	3,690
負債合計	13,244	12,681
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,960	2,960
資本剰余金	2,697	2,697
利益剰余金	73,182	74,546
自己株式	2,838	2,838
株主資本合計	76,003	77,367
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,701	1,686
為替換算調整勘定	839	123
退職給付に係る調整累計額	363	348
その他の包括利益累計額合計	2,177	1,462
非支配株主持分	1,243	1,293
純資産合計	79,424	80,122
負債純資産合計	92,668	92,803

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
売上高	15,609	16,495
売上原価	10,736	11,343
売上総利益	4,872	5,152
販売費及び一般管理費	2,413	2,527
営業利益	2,458	2,625
営業外収益		
受取利息	14	16
受取配当金	30	31
持分法による投資利益	179	248
その他	76	40
営業外収益合計	301	337
営業外費用		
支払利息	6	3
デリバティブ評価損	-	50
為替差損	70	84
固定資産廃棄損	0	8
賃貸収入原価	1	1
その他	2	9
営業外費用合計	82	157
経常利益	2,677	2,805
税金等調整前四半期純利益	2,677	2,805
法人税等	727	694
四半期純利益	1,950	2,111
非支配株主に帰属する四半期純利益	23	30
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,926	2,080

(四半期連結包括利益計算書)
(第1四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	1,950	2,111
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	270	18
為替換算調整勘定	1,645	683
持分法適用会社に対する持分相当額	189	68
その他の包括利益合計	2,105	733
四半期包括利益	155	1,377
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	121	1,365
非支配株主に係る四半期包括利益	34	12

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

税金費用の計算

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	自動車関連等	医療機器	合計
売上高			
外部顧客に対する売上高	14,708	900	15,609
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	14,708	900	15,609
セグメント利益又は損失 ()	2,697	49	2,647

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	2,647
全社費用(注)	200
セグメント間取引消去	14
その他の調整額	3
四半期連結損益計算書の営業利益	2,458

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	自動車関連等	医療機器	合計
売上高			
外部顧客に対する売上高	15,620	875	16,495
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	15,620	875	16,495
セグメント利益又は損失 ()	2,841	4	2,837

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額
の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	2,837
全社費用(注)	220
セグメント間取引消去	11
その他の調整額	2
四半期連結損益計算書の営業利益	2,625

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
重要な該当事項はありません。

(参考資料)

[所在地別セグメント情報]

前第1四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	7,176	3,456	3,912	1,063	15,609	-	15,609
(2)セグメント間の内部売上高	1,270	16	457	14	1,759	1,759	-
計	8,447	3,473	4,369	1,078	17,369	1,759	15,609
営業利益	1,154	577	584	180	2,497	38	2,458

当第1四半期連結累計期間（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	7,463	3,578	4,402	1,050	16,495	-	16,495
(2)セグメント間の内部売上高	1,390	46	406	20	1,864	1,864	-
計	8,854	3,625	4,809	1,071	18,360	1,864	16,495
営業利益	1,234	574	702	179	2,691	66	2,625

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第101期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月29日 関東財務局長に提出
---------	-----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

株式会社パイオラックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志村 さやか 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東 朋 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイオラックスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイオラックス及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社パイオラックスの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社パイオラックスが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月29日

株式会社パイオラックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志村 さやか 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東 朋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイオラックスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイオラックスの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。